

若者の参画のための 政策と実践

若者の声をどのように政策に取り入れ、参画を促すか



両角達平 (モロズミ タツハイ)

主著

所属

- ・日本福祉大学 社会福祉学部 講師
- ・国立青少年教育振興機構 青少年教育研究センター客員研究員
- ・静岡県立大学 国際関係学研究科 CEGLOS 客員研究員

経歴

長野県茅野市 → 静岡県立大学 → スウェーデン留学 → ドイツの国際NGO → ストックホルム大学院 → 文教大学 → 国立青少年教育振興機構 → 日本福祉大学 (名古屋)

なぜ今、若者の参画が重要なのか？

1

日本における若者の参画の現状（投票率・社会への関与の低さ）

2

若者の自尊心や「自分が社会に影響を与えられる」という感覚の欠如

3

こども家庭庁の「こども基本法」における子どもの意見表明権

日本の子ども若者の幸福度と社会的状況

- 子どもの幸福度の現状

- ユニセフ調査：38カ国中20位（総合順位）
- 精神的幸福度：37位（最下位に近い）
- 生活満足度：62%（国際的に最低レベル）

- 若者の幸福度の国際的傾向

- 2006年以降、多くの地域で若者の幸福度が年長者より低下（世界経済フォーラム）
- 社会的、経済的、技術的、環境的圧力が要因

OECD BLI より良い暮らし指標	イギリス	フィンランド	韓国	日本
総合 (41カ国中)	15位	5位	32位	30位
住居	20位	22位	7位	26位
所得	7位	18位	22位	21位
雇用	12位	16位	19位	15位
<u>コミュニティ</u>	22位	4位	38位	32位
教育	25位	1位	11位	14位
環境	19位	2位	38位	21位
市民参画	6位	23位	2位	39位
健康	17位	21位	37位	35位
人生の満足度	19位	1位	35位	31位
安全	13位	6位	11位	16位
<u>ワークライフ バランス</u>	28位	16位	35位	37位

日本の若者の社会参加についての意識

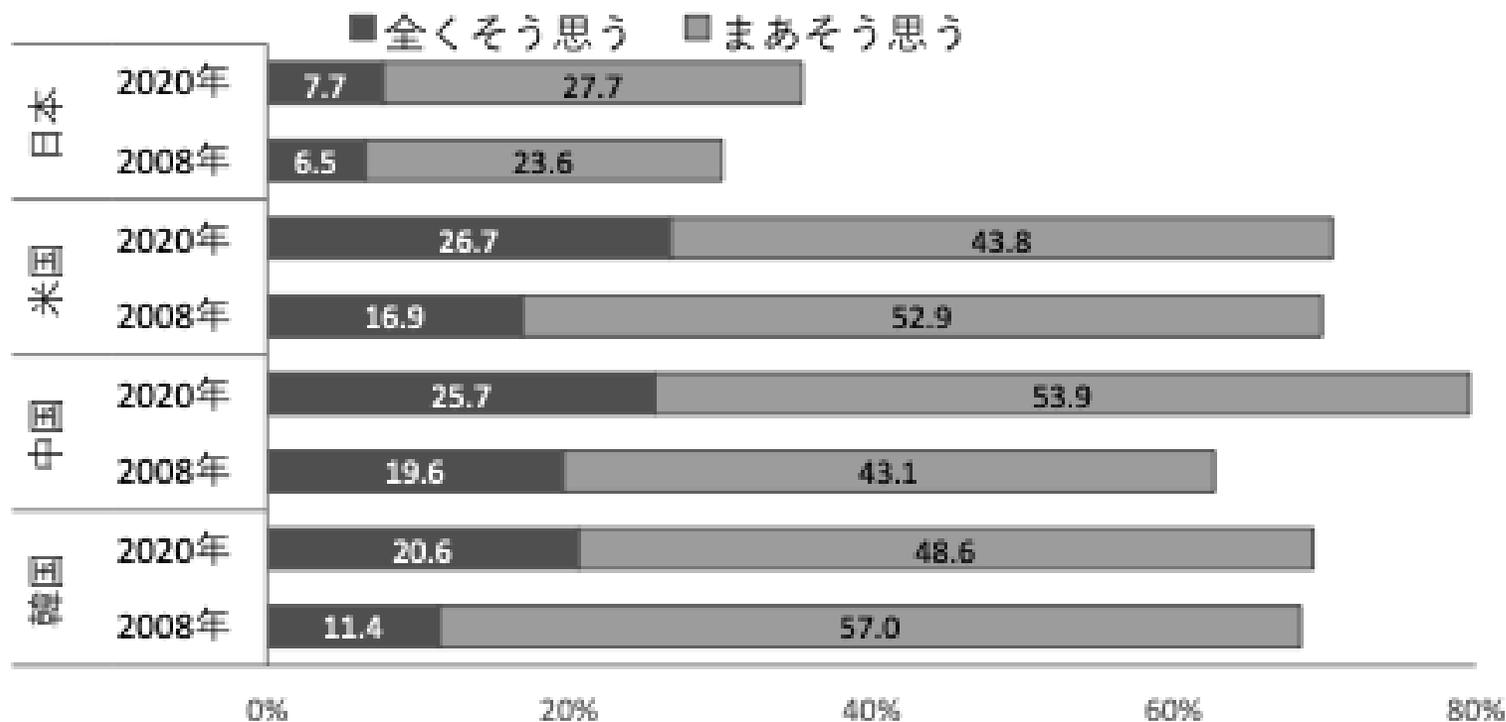
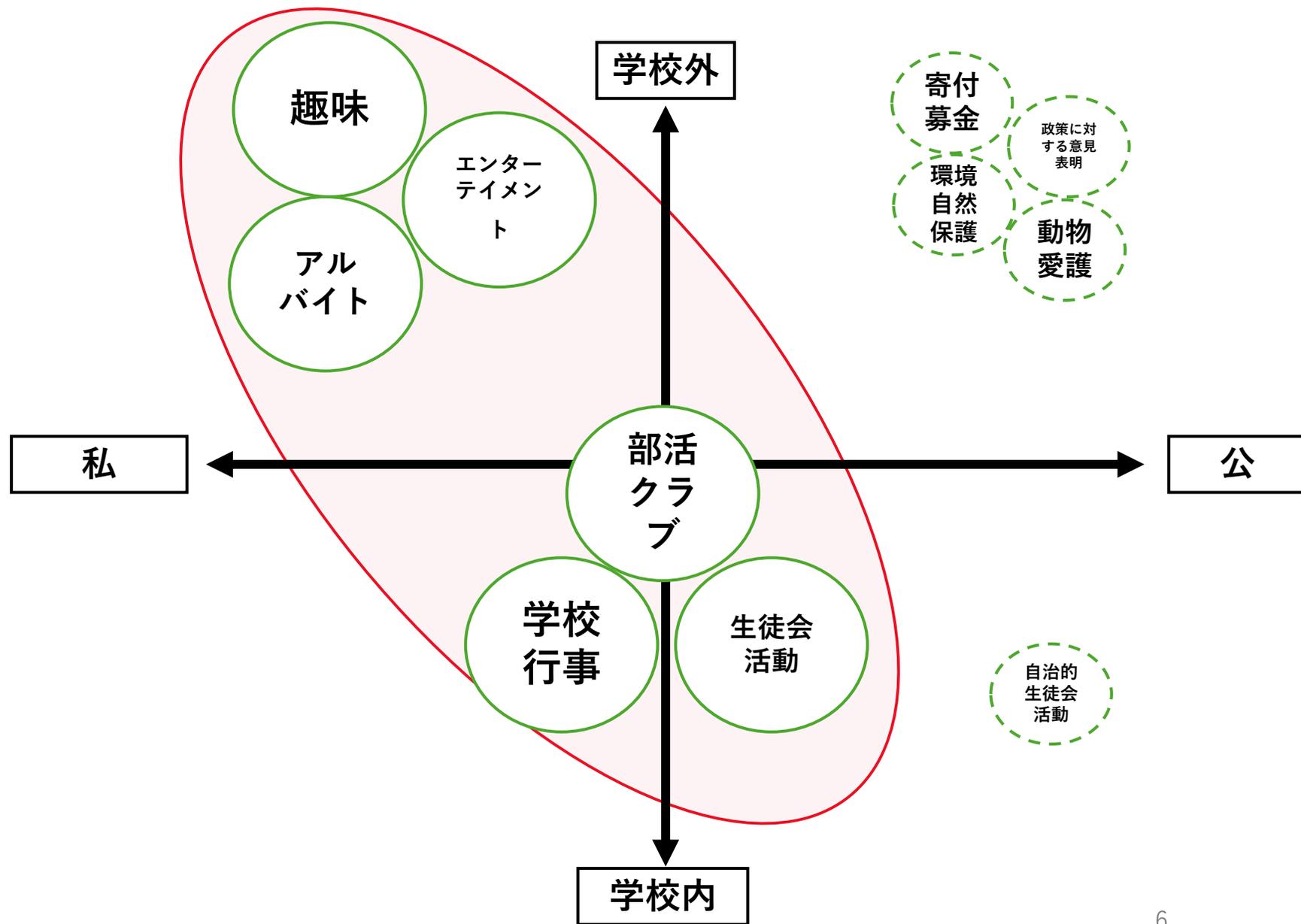


図 6-7 私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない

* 2008年:「中学生・高校生の生活と意識」(財団法人日本青少年研究所)、以下同様。

公的<私的な
ことに関心の高い
日本の若者



3. こども家庭庁の「こども基本法」における子どもの意見表明権

- こども基本法（2023年施行）では、「こども・若者の意見を表明し、尊重される権利を有する」と明記
- 自治体レベルでもこども・若者の声を政策に反映する仕組みづくりが求められる
- **問題点**：現状、こども・若者の意見を反映する仕組みが不十分
- **今後の課題**：こども・若者が意思決定に関与できる実践を進めるべき

若者の参画のための 政策と実践

「若者の参画」とは？

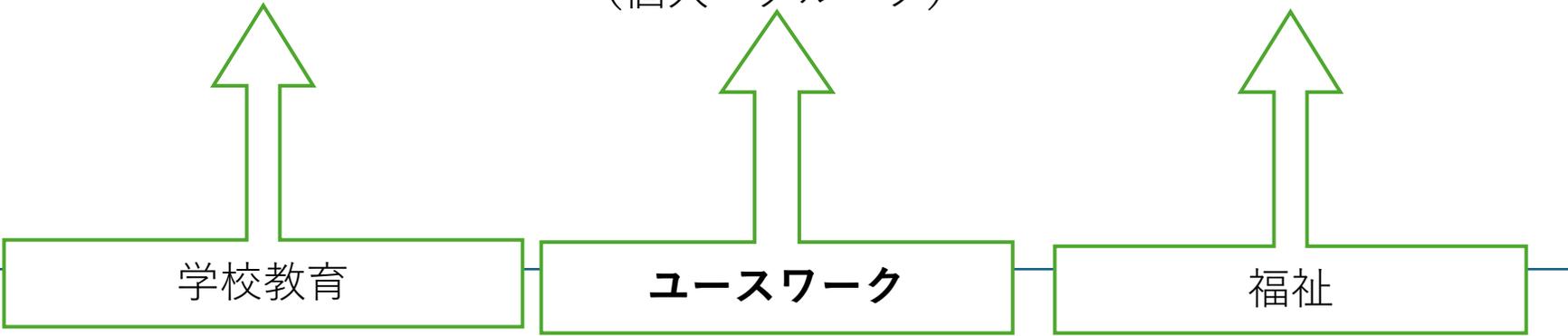
全体像

移行・参画
(社会参加)

若者

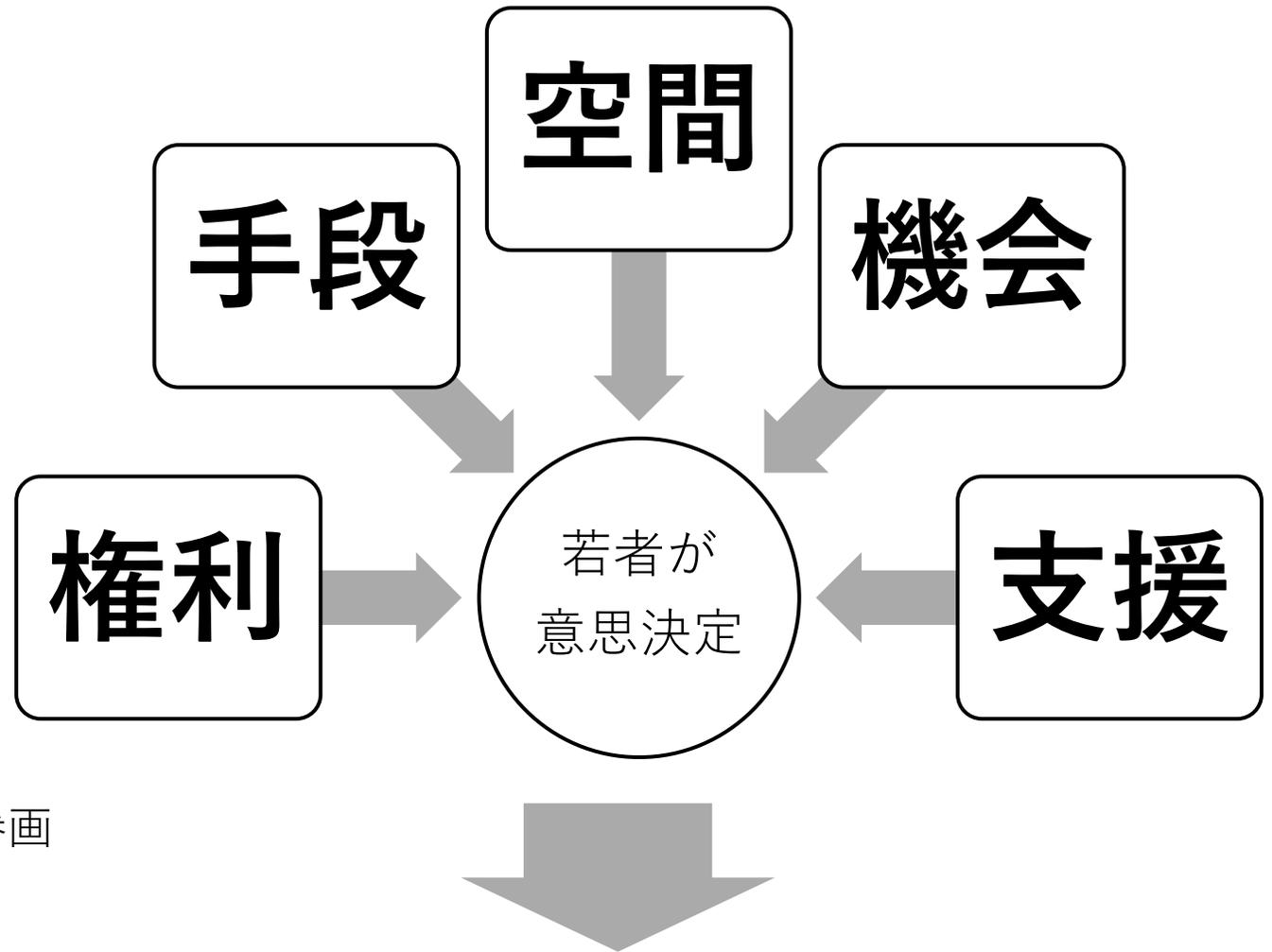
(個人・グループ)

移行期を
支える
実践領域



若者政策

若者の (社会)参画とは？



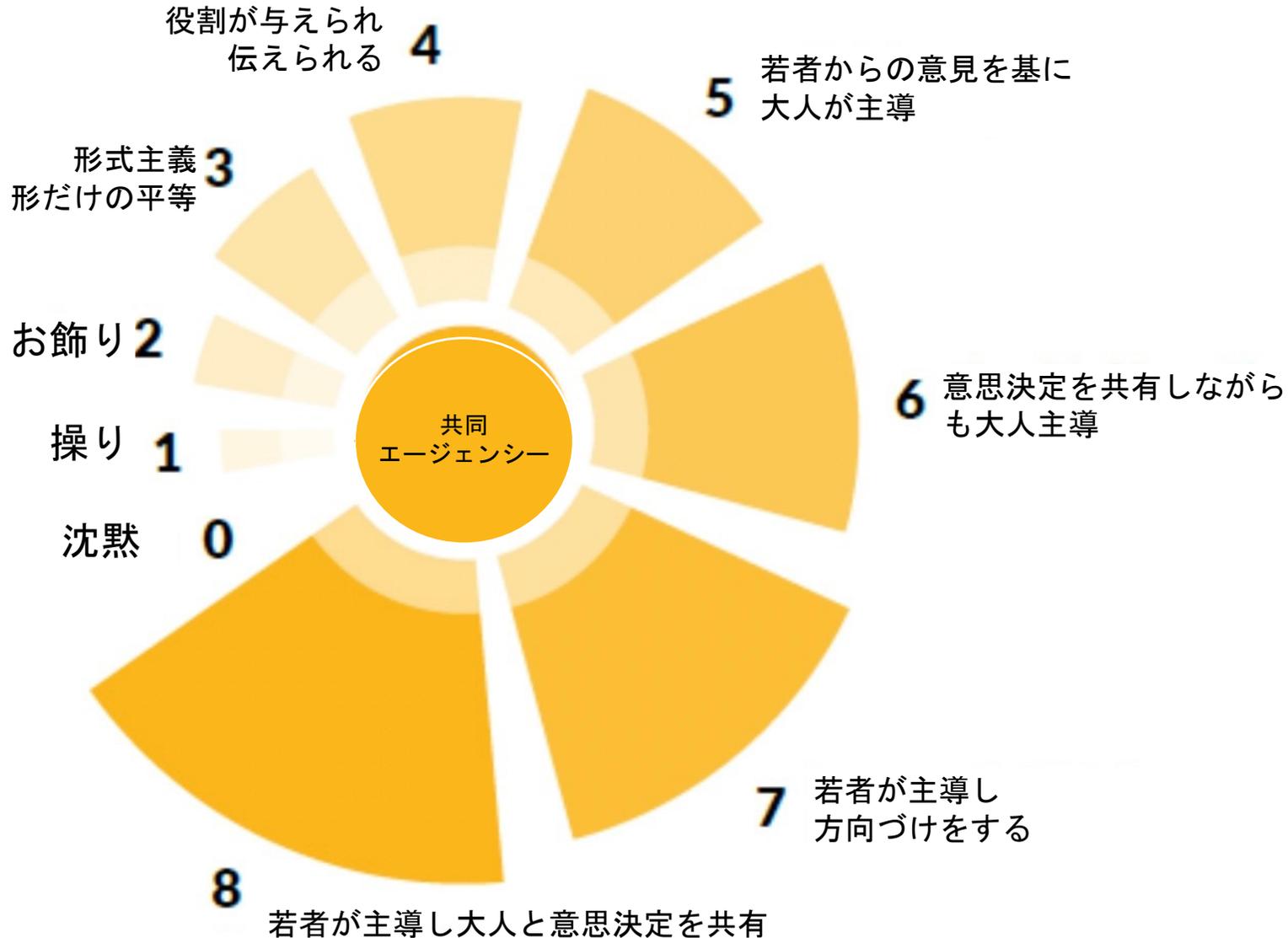
日本：若者の社会参画

ヨーロッパ：Youth Participation = 若者の参画

社会へ影響力を発揮

太陽モデル

光はみんなで一緒に輝いたとき一番明るくなる



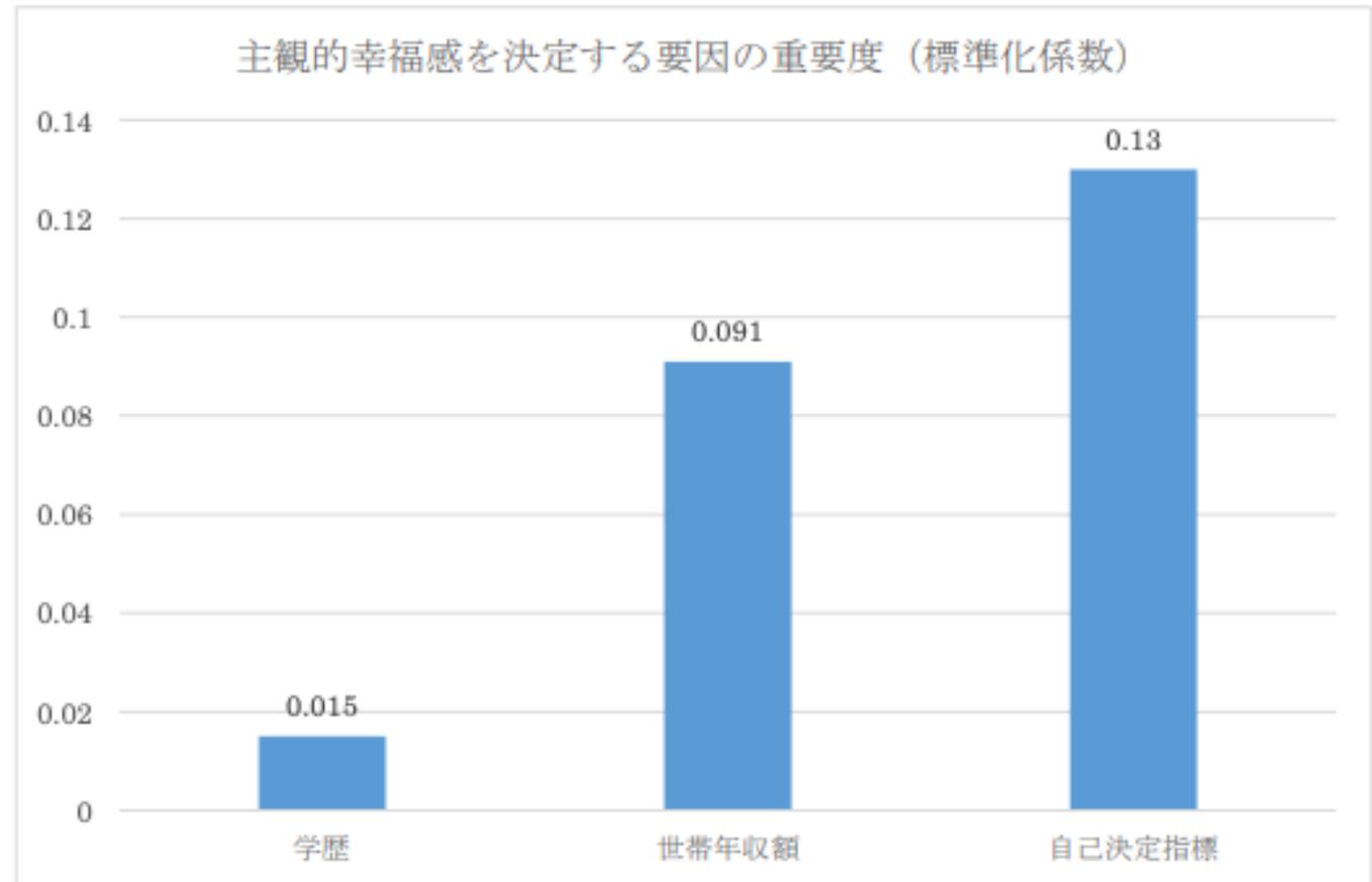
若者の参画を
発揮していく方法

若者の意思決定、自己決定の重要性を支えるエビデンス

所得、学歴よりも「自己決定」が幸福感に強い影響を与えている

- 幸福感と自己決定—日本における実証研究（西村, 2018年9月）
- 20歳以上70歳未満の男女 国内2万人を調査
- オックスフォード式の心理的幸福感を測る質問で、所得、学歴、自己決定、健康、人間関係の5つについて幸福感と相関するかについて分析

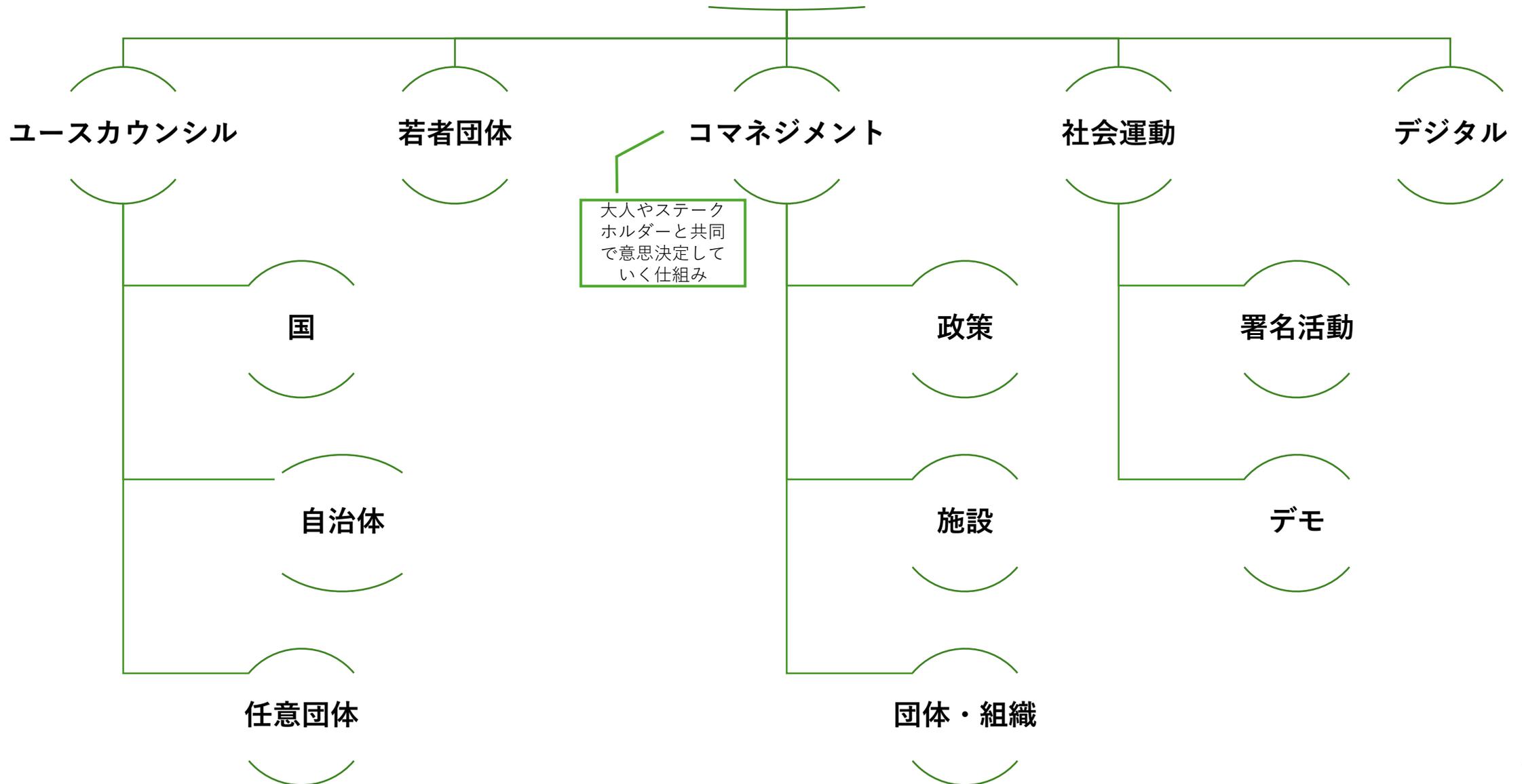
図13 主観的幸福感を決定する要因の重要度（標準化係数）



注：学歴は説明変数として統計的に有意ではない。

西村和雄, 八木匡. (2018). 幸福感と自己決定—日本における実証研究. 32.

若者の参画の形態



地域に若者の影響をあたえるユースカウンシル



若者**101**人(**12~17**歳)から構成される

理念

- 若者がユースカウンシル、地域の行政、政治家に影響を与えることができる
- 議論内容を決めるのは若者自身

理事会はネットの選挙で選ばれる

- 大会議を年**5**回、委員会ごとの会議を毎週

政治家、行政への提言・質問・意見具申

- 夏休みだけの若者はバス無償化（実現）
- 地方選での**16**歳選挙権の導入（提言）
- 毎年**350**万円の予算 (**12**万以上の出費は自治体から許可)

若者の参画のための 政策と実践

「若者の参画」のための実践：ユースワークとは？

その前に....

ユースワークを理解することの難しさ...

- ユースワークは多様である / ~~全世界共通の定義~~
- ユースワークはグレーである / (白黒ははっきりしない)
- ユースワークは何でも屋 / 曖昧な境界・役割

そんな性質を持った実践であることを踏まえてお聴きください。

ユースワークとは？



若者が自分の生活や人生にかんするあらゆることを意思決定できるように支援し、権利を保障する活動。

ポイント：あらゆる活動や機会が、若者のために、若者と共に（by youth, with youth, for youth）あること。

ヨーロッパにおけるユースワークとは？①

背景①

- イギリス発祥のYMCAや、スカウト、セツルメント運動などの青少年運動から広がった
- しかし、その他の国でも「ユースワーク的」な取り組みは様々に展開されてきた

背景②

- 伝統的には児童福祉、青少年運動、余暇→近年は多様化
 - 若者のあらゆるニーズに応えまくった結果
 - ヨーロッパで若者政策ができた影響
 - 汎欧州の若者政策で「ユースワーク」実践として位置付けられた

ヨーロッパにおける ユースワークとは？②

若者の「空間」をつくり、人生に「橋」をかけること

- 空間 (space) : 交友、活動、対話、行動のための空間
- 橋 (bridge) 若者が幼児期から成人期へ移行する際の、支援、機会、経験となる「橋」をかける

大切にされている価値観

参加、エンパワメント、人権、民主主義、反差別、寛容

若者と若者自身が住む社会との間に作用する徹底した社会的実践





ユースワークの活動

ユースワークの活動の種類

拠点での活動

- 若者ための居場所づくり
- 施設におけるロビーワーク

イベント・行事

参画の場づくり

- 若者による自主企画
- 運営委員会
- 若者会議/ユースカウンスル

個別的な相談・支援

- 生活支援
- 就労支援
- カウンセリング

地域

- 地域の若者へアウトリーチ
- 地域への働きかけ

デジタル空間

- 情報ポータル
- 余暇活動
- デジタルスキル向上



ユースワークの核(コア)である
ユースセンター

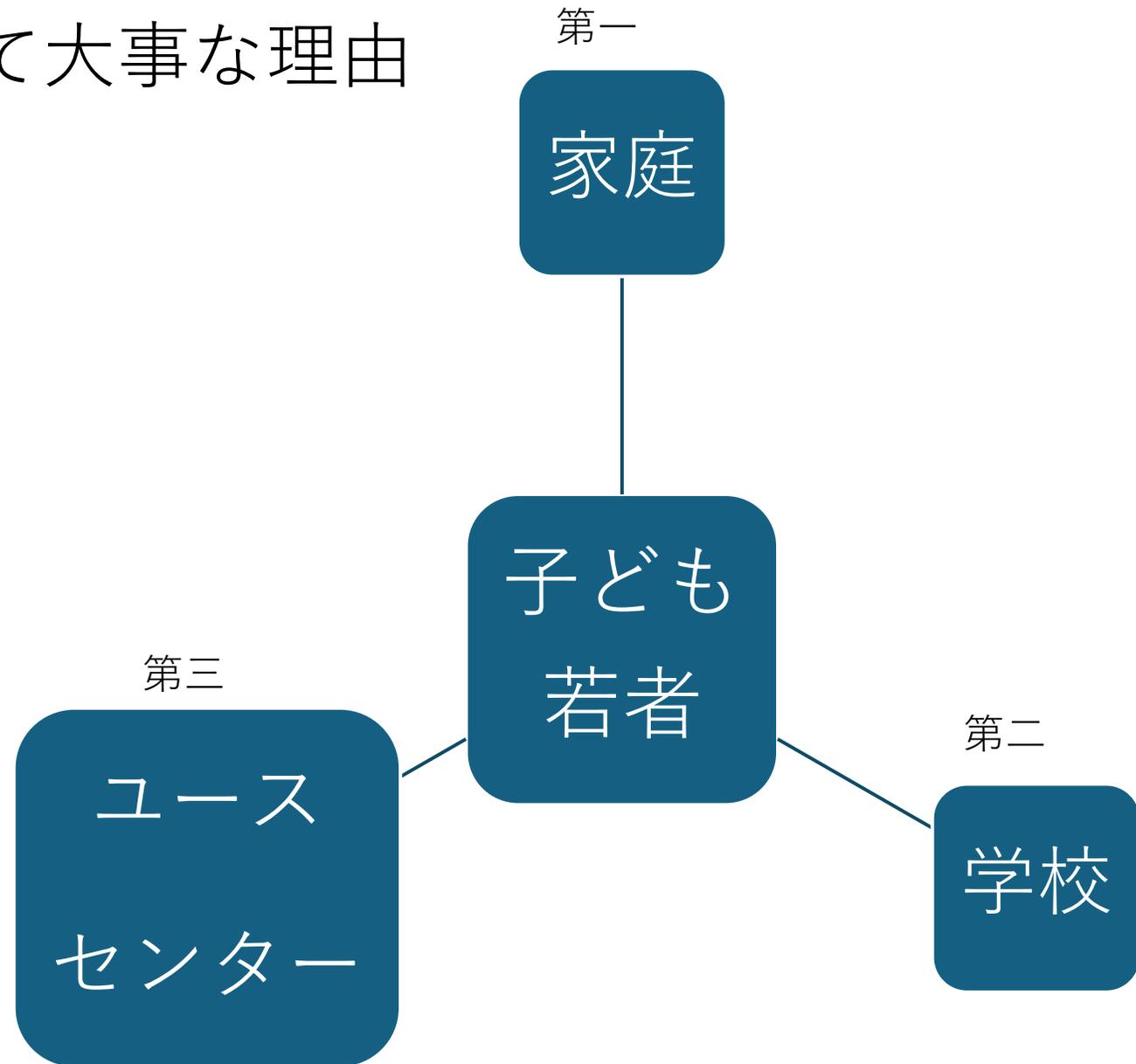
ユースセンターが若者にとって大事な理由



「家庭も学校も自分で選んだ場所ではない。ユースセンターは、**若者が**（おそらく人生で初めて）**自分で来ることを選んだ場所**」

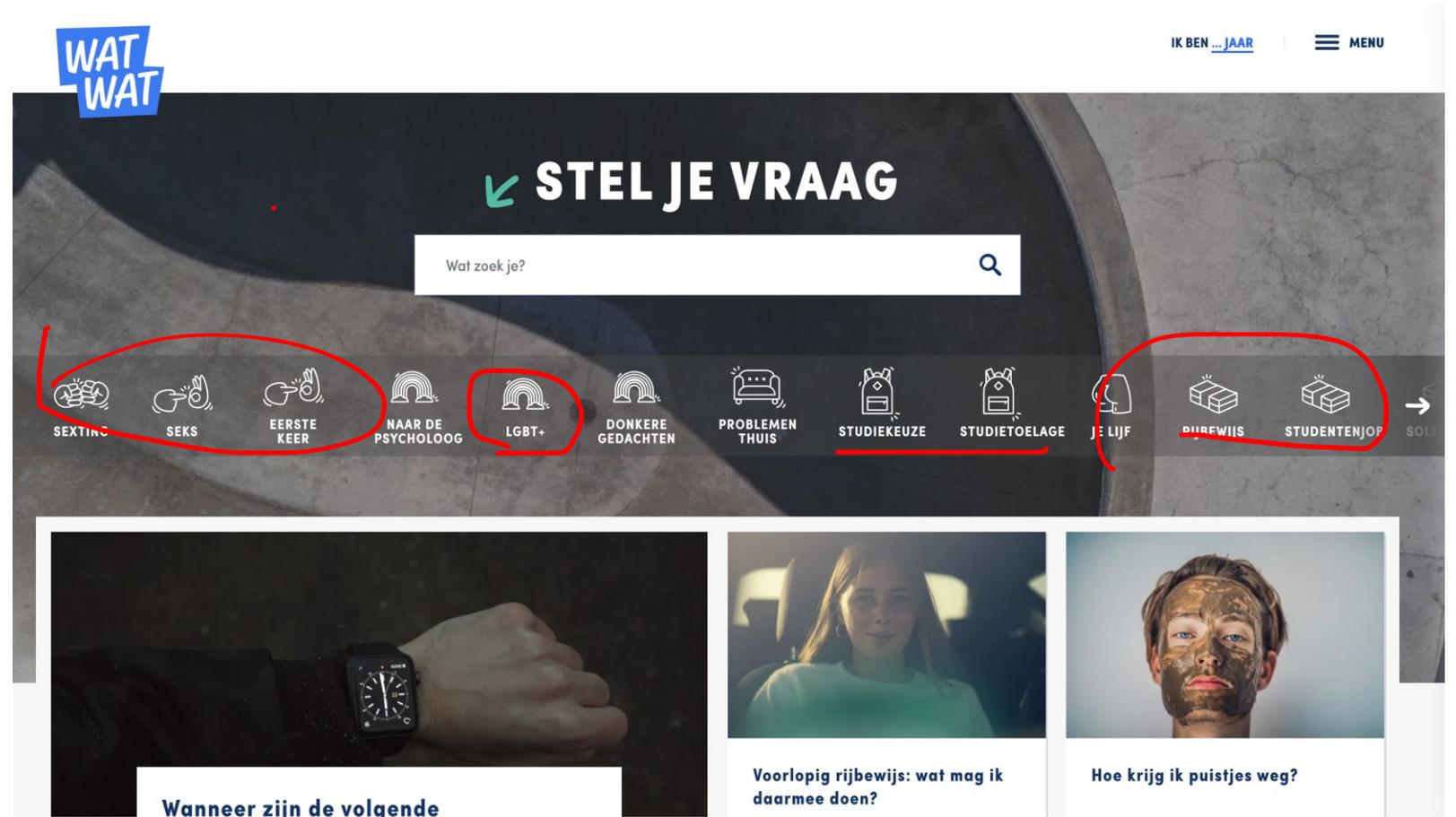
—Tania de St.Croix

(ロンドンキングスカレッジ専任講師・ユースワーカー)



デジタルユースワークの事例

- Wat Wat 若者への情報保障ポータルサイト
- ベルギーフランドル地方の若者への情報ポータルサイト
 - ユースワーク関連団体のプラットフォームとなっている
- 若者が日常的に疑問に思うことの回答が得られるページ

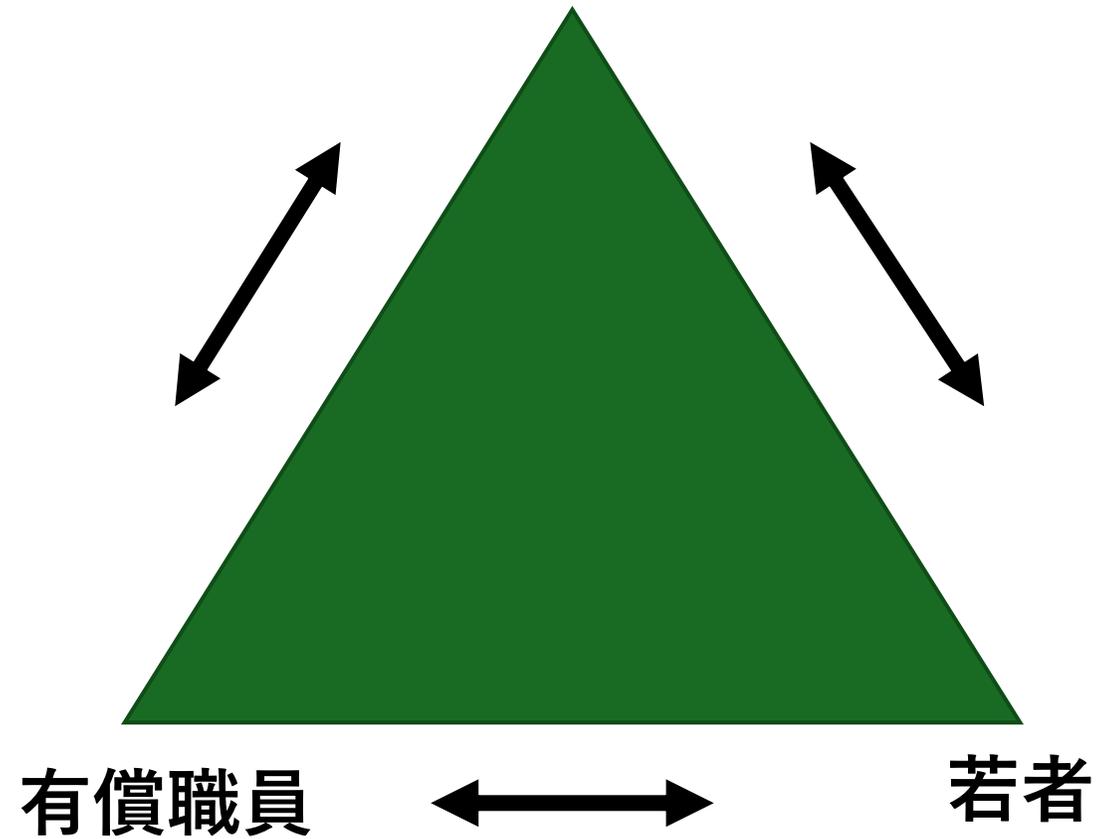


<https://www.watwat.be/>

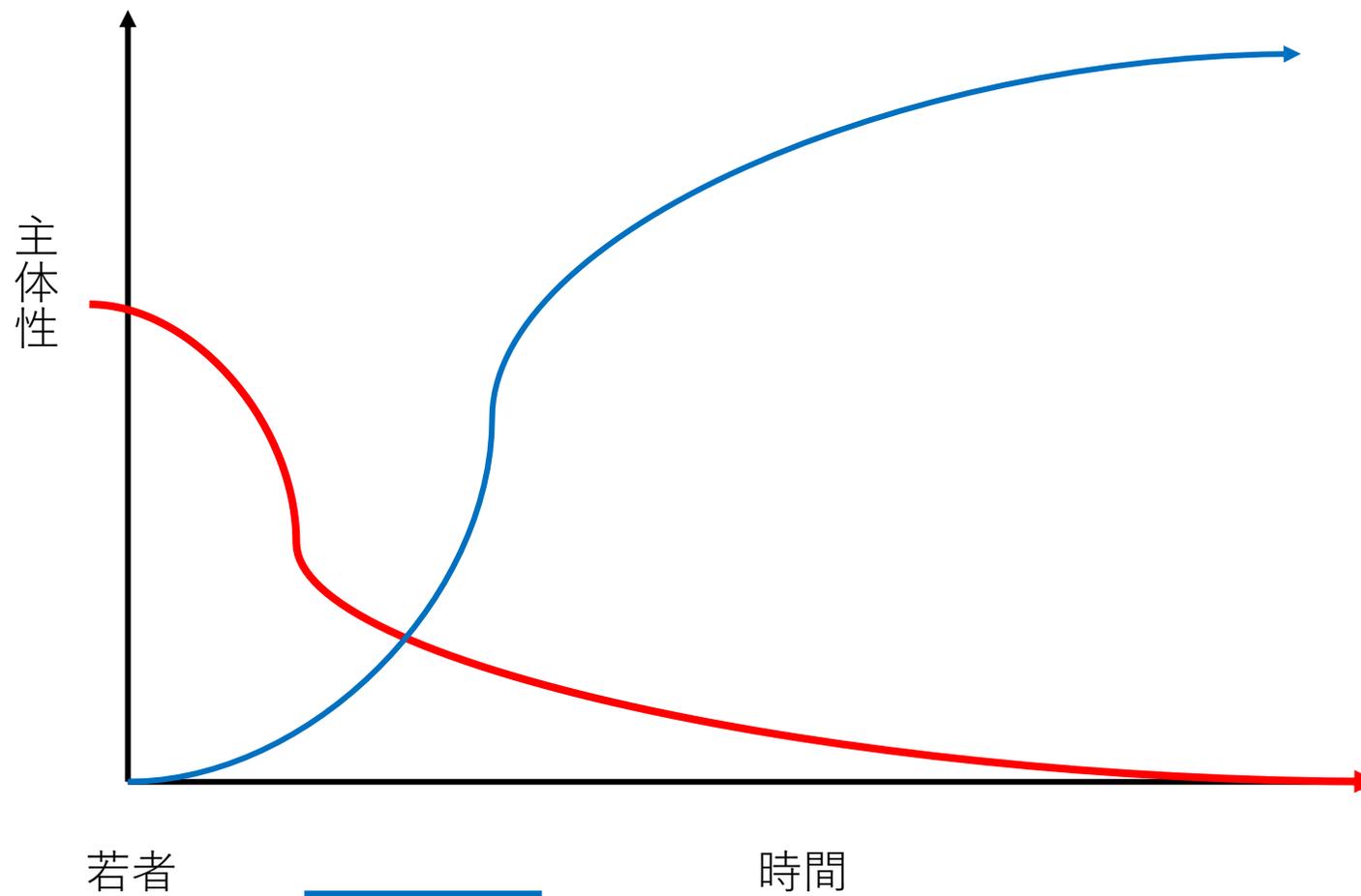
誰がユースワークをする？

ユースワークをする人 = ユースワーカー

ボランティア



ユースワークにおける 若者とのかかわりのあり方



若者 —————
ユースワーカー —————

重層的な ユースワークのアプローチ

子ども
若者との
距離

ライン3

ライン2のユースワークの中間支援

特定のミッションを持つ若者団体の支援、アドボカシー支援

ライン2

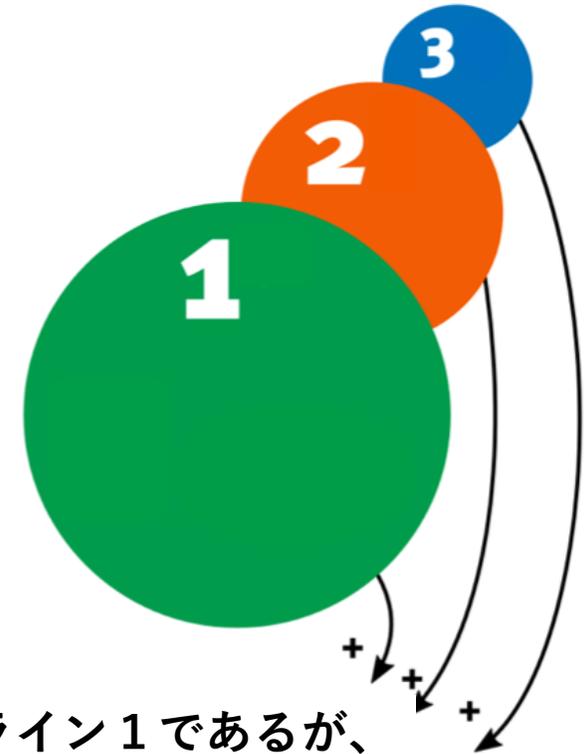
ライン1のユースワークの中間支援

例) 会員制の傘団体、課題別の組織の支援：養成機関、
課題別の組織の支援、情報提供

ライン1

子ども・若者への直接的なアプローチ

例) 地域の若者運動 (youth movement) のグループ、プレイパーク
活動、ユースセンター、若者の家、休暇活動、情報センター

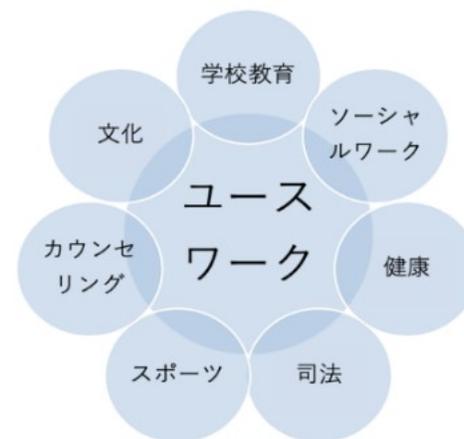


ほとんどのユースワーク団体はライン1であるが、
1・2・3を織り混ぜているものもある。

ユースワークと
そうじゃないものとの違い



- あらゆる若者に開かれているか
- 若者の声を聴いているか
- 若者と取り組んでいるか
- 若者が選んでいる活動か
- 若者個人にも社会にとっても良いものか
- 若者にとって魅力的か



ユースワークの2つのアプローチ

型	移行 (transit)	フォーラム (forum)
考え方	若者個人を <u>社会に適応</u> してもらうための教育や移行の支援	社会のあり方や方向性 <u>自体を若者と問い</u> 、議論、社会問題を定義する
性格	排他的	包摂的
社会と個人の関係	社会は個人の集合体 (ゲゼルシャフト)	社会はオーガニックな共同体 (ゲマインシャフト)

■ ユースワークをとらえる2軸

概要：

- ユニバーサル：あらゆる若者に開かれたアプローチ
- ターゲット：特別なニーズを持つ若者へのアプローチ
- フォーラム：社会のあり方や方向性自体を若者と問い、議論し、社会問題を定義する
- 移行：若者個人を社会に適応してもらうための教育や移行の支援

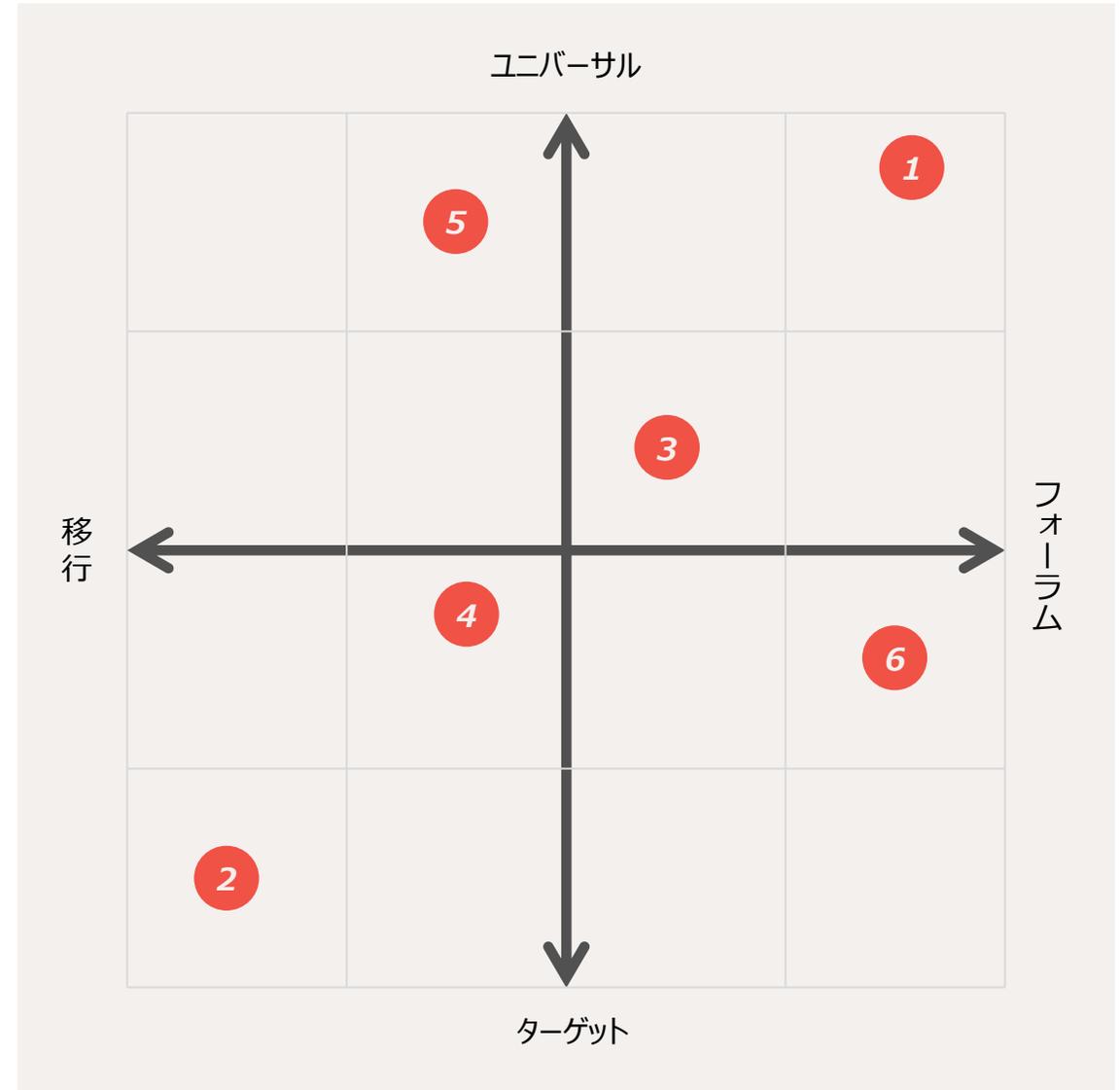
例：

- ユニバーサル×移行型：キャリア教育、主権者教育、探求
- ユニバーサル×フォーラム型：ユースカウンシル、若者運動
- ターゲット×移行型：学習支援、ニートひきこもり支援
- ターゲット×フォーラム型：当事者グループによるアドボカシー

具体例を挙げてみよう（施設、団体、事業、方法など）

1 : _____ 2 : _____ 3 : _____

4 : _____ 5 : _____ 6 : _____



若者の参画のための 政策と実践

「若者の参画」のための政策：若者政策とは？

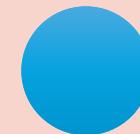
ヨーロッパにおける若者政策の発展の歴史

欧州
評議会
設置
1947

2001
欧州
若者
白書

EU の若者政
策の発展

欧州ユース
ワーク大会
2回



若者
政策
レビュー
1980~

欧州若
者憲章
2003

欧州ユースワーク
大会 1回
**共通性と
多様性**

欧州ユース
ワーク大会
3回

若者政策の考え方- スウェーデンの場合

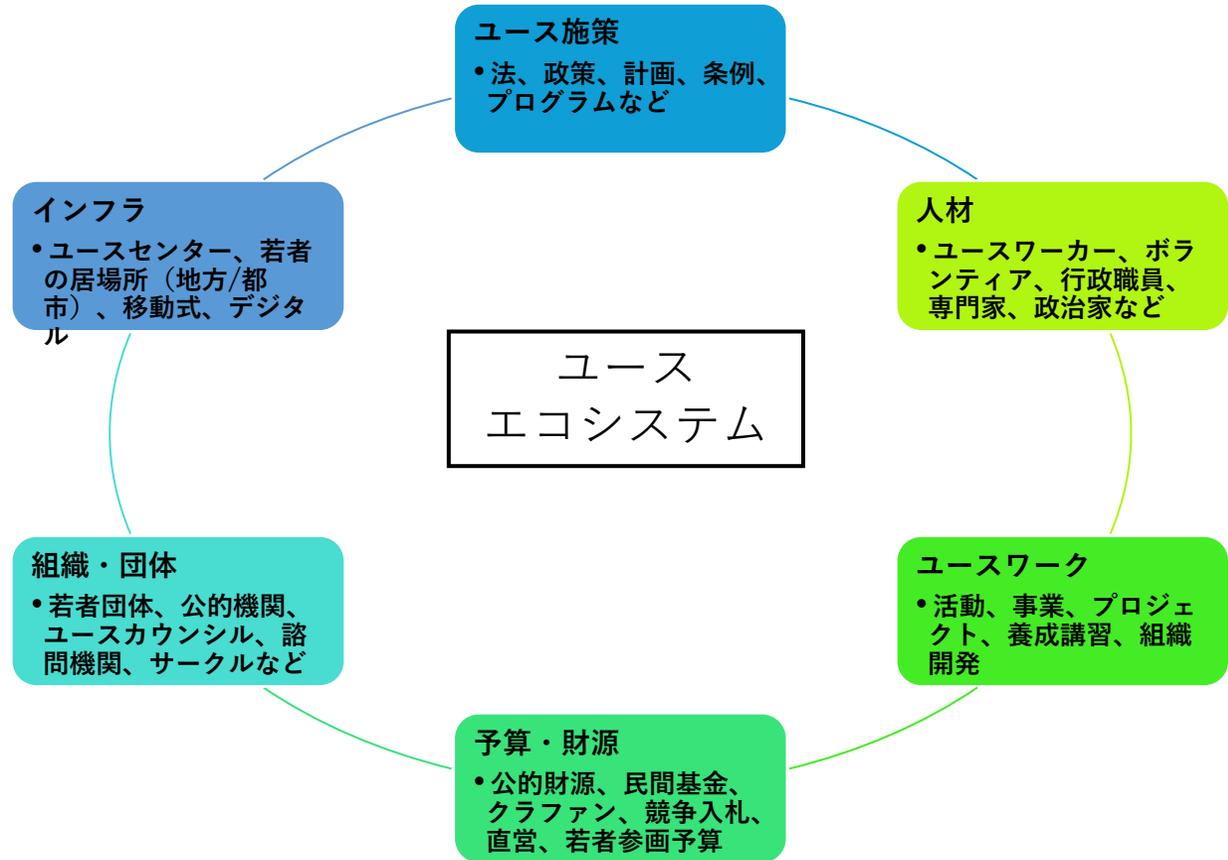
- あらゆる人が「参画できる社会」の構築を目指す1つの柱
- 理念：若者の生活保障・自立・社会への影響力の発揮

「若者」の捉え方

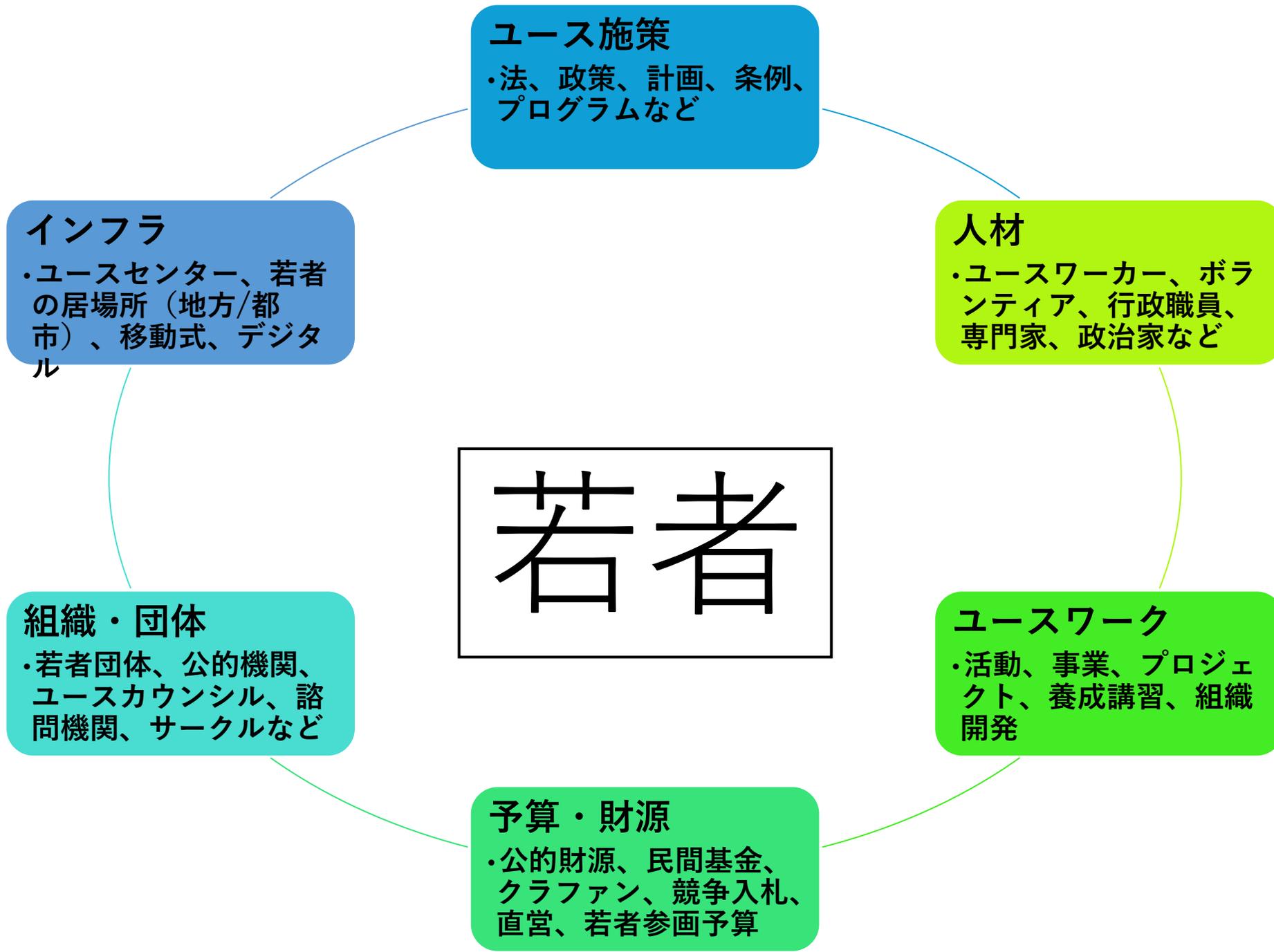
- 若者を社会の問題、解決の対象とみないこと
- 「若者期は、移行の時期、社会化の時期、社会的地位を獲得するための苦闘の時期、あるいは本来的な価値を有する時期とみなすことができる」
- 移行 = 半依存 / 半自立

欧州の若者政策の特徴

- 若者の「移行期」支援と「参画」支援
- 「移行期」支援
 - 人生前半期の機会保障
 - 教育、就労、モビリティ、政治参加を目指す社会参加の支援
- 「参画」支援
 - 社会への影響力の発揮のための若者の参画施策
 - 市民社会、民主主義のための若者政策という認識
 - 実質的な機会の保障
- ユースエコシステムの構築を目指す包括的な施策



ユース・エコシステム





若者の参画・若者政策・ユースワーク

スウェーデン

北欧最大の国 スウェーデン

首都：ストックホルム(市人口約93万人)

通貨：スウェーデン・クローナ(SEK)

人口：約1000万(2017年)

公用語：スウェーデン語

政治：立憲君主制・一院制

主要産業：機械工業、化学工業、林業、IT



初めてのスウェーデン訪問時のつぶやき



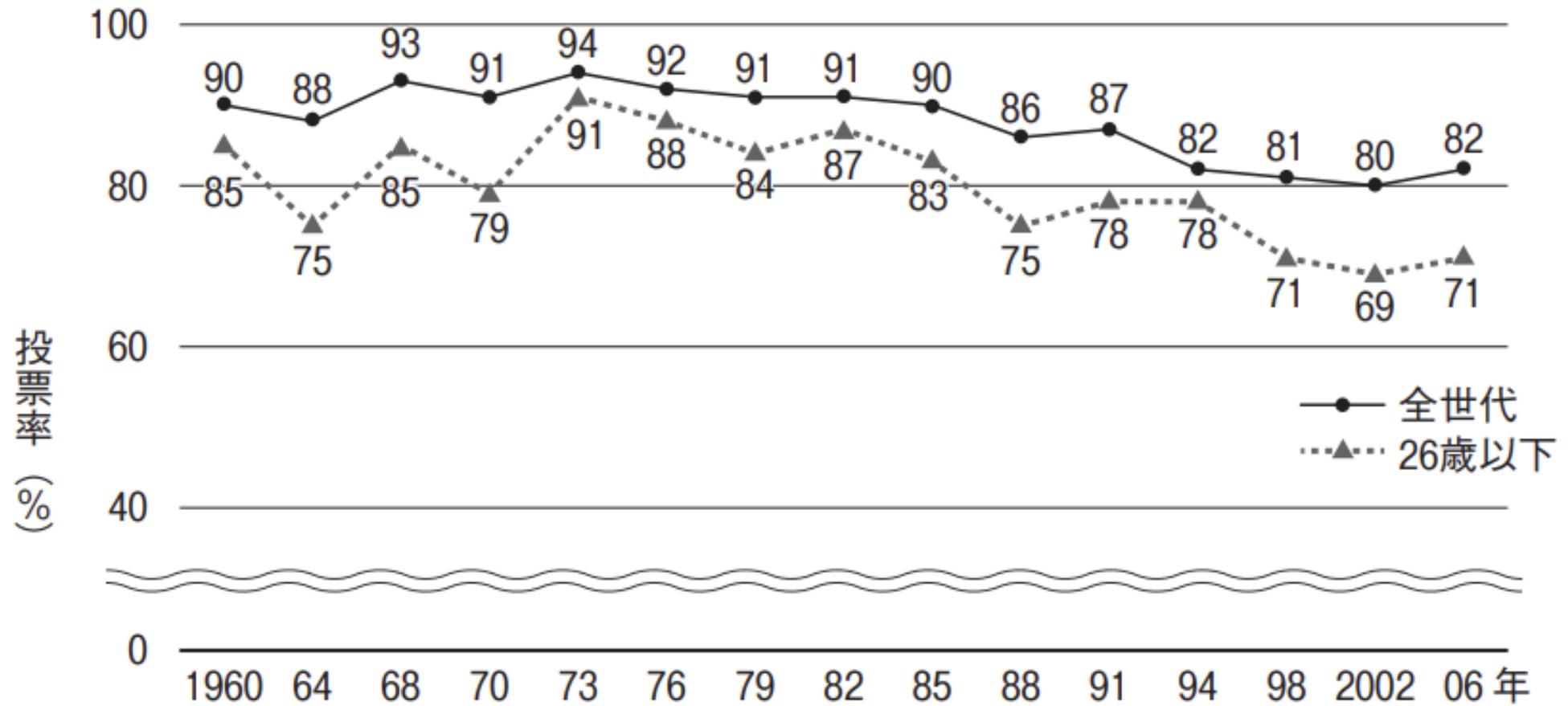
Tatsuhei Morozumi

@tppay

視察1日目終了。democraticという言葉があちこちで自然と出てくる。なんなんだここは。

19:43 - 2010年5月3日

スウェーデンの戦後の投票率（全世代と26歳以下）



出展：Fokus 10, Ungdomsstyrelsen

戦後から2002年までの平均投票率は87%⁴⁰

スウェーデンの
若者はどう
「参画」
しているか？

スウェーデンの教育法 「生徒の参画と影響」

- 子ども・生徒には、教育に対して**影響力**が発揮できるようにしなければならない
- 子ども・生徒は、教育の改善のために**積極的な参画が促進**され、彼ら自身にかかわるあらゆる事柄については、**常に情報が与えられなければならない**
- 生徒は、教育に対しての**影響力**という文脈において、生徒に関わる事柄を主導できなければならない。





給食協議会 (matråd)



クラス会議 (klassråd)



生徒会 (elevråd)

学校に影響力を発揮できる場

給食協議会

「じゃがいもが硬い」
「魚料理が多すぎる」
「宗教もあるので肉料理
以外の食べ物を増やして」



4年に1度の選挙に合わせて実施

生徒会が自主的に実施

実際の選挙で使われる投票用紙、投票箱を使い、結果も公表

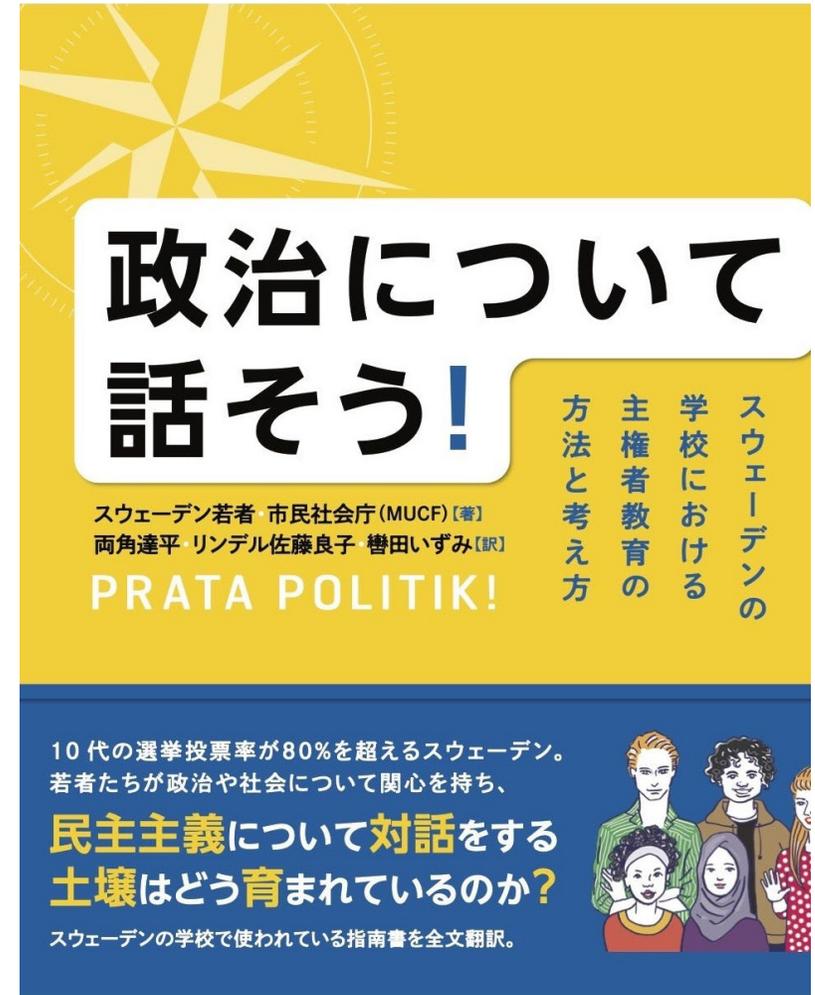
政治家・政党青年部を招いた政党ディベート大会も学校で開催

学校選挙 (skolval)



学校に政治家を招いた討論会の開催

- 「学校は価値中立とはなり得ない」と認めている
- 学校は民主主義を絶対的な価値として浸透に努める
- すべての生徒は
 - 性別
 - 人種
 - 宗教
 - 信条
 - ジェンダー
 - 性的指向
 - 年齢
 - 身体障害
 - その他の侮辱的な扱いによって差別されてはならない
- 平等と差別禁止の原則、学校の民主主義を教える義務が適用される
- →政党の来校も同じように扱う



政治について話そう!

スウェーデンの学校における主権者教育の方法と考え方

スウェーデン若者 市民社会庁 (MUCF) [著]
両角達平・リンデル佐藤良子 榎田いずみ [訳]

PRATA POLITIK!

10代の選挙投票率が80%を超えるスウェーデン。若者たちが政治や社会について関心を持ち、**民主主義について対話をする土壌はどう育まれているのか?** スウェーデンの学校で使われている指南書を全文翻訳。

政治教育のハウツー本
Prata politik (政治について話そう)

趣味サークルで 民主主義を実践

- アニメ、漫画好きの若者のサークル
 - 活動の規模を大きくし、質を高める
- 結果的に、活動の中で民主主義を学ぶ



スウェーデンの ユースセンター・余 暇センターとは

- Mätplats = 交流・出会いの場
元々はセツルメントとして20世紀初頭に設立したものが広がる

- 対象年齢

施設によって対象年齢は異なる, 対象人口の1~2割の利用

- 全国290の自治体に1500施設

- 全国で約3700人の職員

- 職員の形態

余暇リーダー(fritidsledare)

社会教育者

ボランティア、インターン、パート



スウェーデンのユースセンターの考え方： オープンレジジャーアクティビティ（OLA）

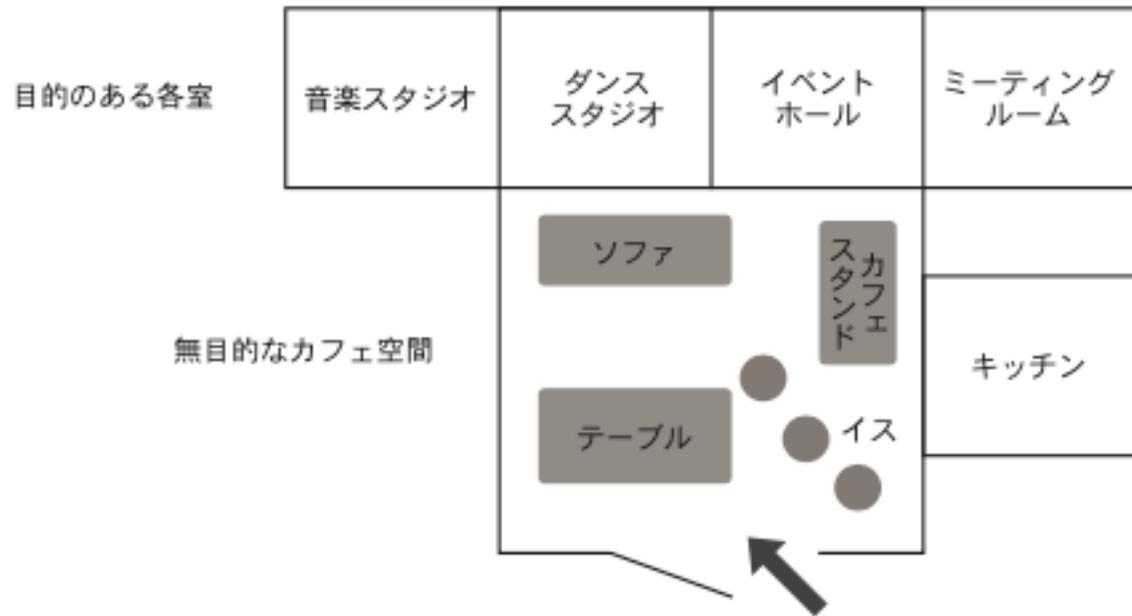


図4-2 フレドリックさんの描いたユースセンターの間取りとOLAの関係。
各室の前の無目的にただ「いる」ことができる「カフェ空間」こそが
ユースセンターの心臓であるという。

図2: Fredrik の描いたOLAを説明するためのユースセンターの間取り

① 開放性

- 会員証の撤廃、利用料の無償化
- センターの訪問障壁を下げるため

② 自由性

- ×招待型の活動
- ○プロジェクト型
- 個人 > 集団
- 施設運営にも参画

③ 無目的性

- 「音楽などの特定の活動をしたい若者の支援よりも、特にしたいことがない若者がくつろいでいられることが重視される」



スウェーデンで 学んだ ユースワーク

- 余暇であるかどうか
 - 義務的な時間からの解放 = 主体的、無目的
 - 成長、教育、学び、自立は副次的
- 民主的であるかどうか
 - → 若者の影響力の発揮につながる
 - → 若者団体、サークル活動が結果的に盛んに



若者期を保障する「若者政策」の存在

若者政策の5分野 (2009)



目標

13歳から25歳のすべての若者が、良質な生活環境に恵まれ、**自身の人生を形作る力を持ち**、コミュニティの発展に**影響力**を持つようになる

With a focus on young people - a policy of good living conditions, power and influence. (Prop. 2013/14: 191)

特徴

- 子ども・若者の人権の保障を基盤とする
- 若者の社会参画の結果としての「影響力」を目標に
- 若者は社会の問題ではなく社会のリソース(資源)
- 若者団体への助成金が目玉政策
 - 約30億円の助成金を106の子ども・若者団体に拠出(2014)
- 若者団体と若者政策を作ること

「金は出しても口出さず！」

スウェーデン若者市民・社会庁による
若者団体への助成金事業

概要

- 団体助成：約25億円(2億1,200万SEK)の助成金を105の子ども・若者団体に交付（2019年）
 - 1:1 = 若者団体の運営の基礎となる基礎助成：支部の数、メンバー数などに比例して分配される、変動型の助成金
 - 助成金で事務所を構え、人を雇うことも可
- プロジェクト助成：約5億4,500万円
 - 特定のテーマに沿った短期的なプロジェクトへの助成事業
 - テーマ：人種差別の撤廃、民主主義、暴力的な過激主義の抑止
 - 200の申請のうち55が採択

団体助成条件の条件

1. 会員の団体への所属が任意であること
2. 2年間の活動実績があること
3. 会員の6割が6歳から25歳で占めること
4. 最低でも6歳から25歳の会員が1,000人いること
5. 最低でも5つの県に支部があること

スウェーデンの若者政策の変遷

1898 国レベルの子ども・若者政策の誕生

1930~大人の若者への眼差しの転換

1945「どう大人が若者の余暇活動の選択に影響を与えようというのか」

1950 ~ 地域でユースセンター の設置

1965 若者は、問題ではなく社会の「資源」の視点の導入

1981 消費者化する若者と社会への警告

「若者が、商品や物品の、さらには自身の人生の『消費者』になってしまい、結果として自身の人生をも自分で決めることができなっている(政府報告書)」

→若者団体への補助金事業の開始

1986 若者政策担当大臣

1990 子どもの権利としての参加の強調

1994 青年事業庁の設立

2004 若者政策法改定

2014 若者・市民社会庁に再編 参加から影響力へ 社会的排除層にある若者の包摂

結論：なぜスウェーデンでは若者が参画するのか？



1. あらゆる人（年齢・ジェンダー・国籍・エスニシティ・身体障害・思想信条）が参画できる社会の実現
2. 生活に根付いた民主主義を実践する場
学校・若者団体・ユースセンター
影響力を感じられる場
3. 学校・仕事と同等に尊重される「余暇」の時間・空間→大人も若者も
4. それを支える若者政策

1. こども・**若者**計画の立案

- 「こども大綱」の影響で各地で若者政策の「子ども化」が起きている
- 若者期を保障する施策がない＝若者期に価値を置かないということ

2. 若者参画施策

- △ 若者の社会参加事業(教育・ボランティア・まちづくり)
→○ 若者の参画事業へ：若者の影響力の発揮を支援
- 案1：若者のサークル・団体活動への**助成金**事業
- 案2：文京区の若者の声を若者政策に反映する仕組み（ワークショップ、アンケート、ユースカウンスル、イベントなど）
- 案3：若者参画予算(Youth Budget)

3. ユースワークの拡充

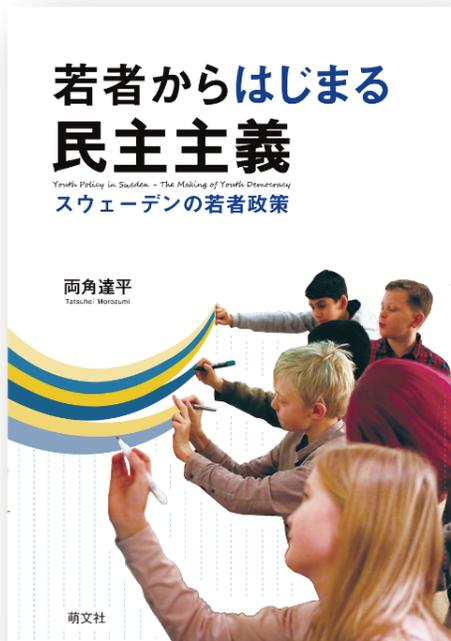
- 若者の「余暇」の拠点となるユースセンターの増設
- ユースワーカーのキャリア形成支援（賃金・待遇、教育研修機会の確保）
- ユースワークのバックアップ（中間支援、理解促進、地域との連携）

4. 若者の調査・研究

- ユースワーカー（実践）、行政（政策）、研究（ナレッジ）をつなぐ
ユース・トライアングル



第III部 意見表明と社会参画の権利
 第9章 民主主義を語る若者政策・ユースワーク
 ーク—汎ヨーロッパの若者参画施策の経験から
 [両角達平]



出版社(萌文社)からのコメント
 スウェーデンに住み、視察とインタビュー、インターンを重ねながら現場に入り込んで書き上げた一冊。ふんだんに掲載した写真がスウェーデンの<若者のリアル>を伝える。自らも<若者>である著者だからこそ、同世代の肌感覚を盛り込むことを可能とし、読む者にストレートに突き刺さる。

Amazon の購入 URL ↓



本書はスウェーデンにおいて学校でどのように政治が教えられ、議論されているかを明らかにする主権者教育の教材の和訳版。2020年春に翻訳プロジェクトが立ち上げられ、クラウドファンディングの末出版に至った。